

岐阜県手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障がい者が、社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、また、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第2項の規定に基づき、意思疎通支援事業の一部を岐阜県（以下「県」という。）において実施し、もって聴覚障がい者の福祉の増進に資する。

(実施主体)

第2条 この事業は、県が設置する岐阜県聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）が行うものとする。

(責務)

第3条 手話通訳者は、この業務を行うにあたっては聴覚障がい者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条などによって差別的な取扱いをしてはならない。

(手話通訳者の登録と取消)

第4条 社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験合格者又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、手話通訳者派遣事業による派遣要請に応ずることができる者は、「岐阜県手話通訳者派遣事業登録調書」（様式1）、「誓約書」（様式3）及び「岐阜県手話通訳者派遣事業登録申請書」（様式4）を情報センターの長あて提出するものとする。

2 前項の提出を受けた情報センターの長は、登録者としての適否を審査し、登録とともに、本人の承諾を得て、登録された者の名簿を市町村に送付する。

情報センターの長は、登録者に対し「身分証明書」（様式2）を送付するものとする。

3 情報センターの長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者はすみやかに身分証明書を返納しなければならない。

（1）手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」（様式7）の提出があった場合。

（2）第3条の規定に違反した場合。

（3）その他、派遣要請に応じることができないと情報センターの長が認めた場合。

(派遣対象)

第5条 この事業における派遣は、聴覚障がい者等が、次に掲げる事項について通訳を必要とする場合とする。

(1) 障害福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事（ただし、政治、宗教、営利関係、公序良俗に反すること、等を除く）

(2) その他、情報センターの長が特に必要と認める事項

(広域的な派遣の調整等)

第6条 情報センターの長は、管内の市町村長より広域的な派遣についての調整の依頼を受けた場合は、派遣先が県外の場合、派遣先の都道府県知事又は市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。この場合、派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超えるかつ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を情報センターにおいて負担するものとする。

なお、県内の市町村相互間の派遣については、派遣が円滑に行われるよう連携体制の整備を行うものとする。

2 他の都道府県知事又は他の都道府県管内市町村長より、管内市町村への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。

なお、当該市町村で派遣が困難な場合は、近隣の市町村長への派遣依頼又は情報センターによる派遣を行うよう努めるものとする。

(派遣申込み)

第7条 手話通訳者の派遣を必要とするときは、本人等が原則として3週間前までに「手話通訳者派遣申込書」（様式5）を情報センターの長あて提出する。

(派遣の決定及び却下)

第8条 情報センターの長は、前条の申請を受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に対して「手話通訳者派遣決定通知」（様式6—1）により通知する。

2 情報センターの長は、派遣手話通訳者の選定と調整を行い、派遣する手話通訳者に対して「手話通訳者派遣決定通知」（様式6—2）により通知する。

(申込者の負担)

第9条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、主催者の負担とする。ただし、次の各号に該当する場合は、無料とする。

(1) 障がい者団体が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障がい者等の

参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の圏域から聴覚障がい者等の参加が見込まれるもの。)

(2) 前号のほか情報センターの長が特に必要と認めるもの

(報告書の提出)

第10条 手話通訳者は、その活動状況を「手話通訳者活動報告書」(様式8)に記録し、別途定める期日までに情報センターの長に報告する。

(手話通訳者派遣手当)

第11条 情報センターの長は、各手話通訳者に対し、活動実績に応じて、別表に定める積算方法により予算の範囲内において派遣手当等を支給する。

(運営委員会の設置)

第12条 本事業の実施に当たり、聴覚障がい者、派遣コーディネーター、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

(留意事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、情報センターの長が別に定める。

2 派遣する手話通訳者の選定にあたっては、派遣する通訳者の人数は、通訳時間、内容等を勘案して調整を行うものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月30日 障第1101号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月24日 障第1732号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月10日 障第1966号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月22日 障第1932号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	金額	備考
手話通訳に対する手当	1時間 2,100円 ただし、1時間を超える場合にあっては、1時間を超える30分ごとに1,050円を加算する。 通訳の時間は、原則4時間を上限とする。	対象の時間は、待ち合わせの時間から通訳業務を終了するまでとする。
交通費	○岐阜県職員旅費条例に準ずる (ア) 派遣先が手話通訳者の住所地と同一市町村の場合 キロ数×@37円 但し2km未満不支給 (イ) 派遣先が手話通訳者の住所地外の場合 岐阜県管内キロ程表	
宿泊料等	依頼者の負担とする。	